

令和3年8月9日

新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置公示に対する  
衛生管理推進委員会からの情報提供について

静岡県理容生活衛生同業組合 衛生管理推進委員会  
委員長 林 敏也

日頃は、組合事業に対し、ご理解ご協力を賜り感謝申し上げます。

さて、この度の、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置公示により県内、東部地区および静岡市、浜松市が措置地域と指定され8月31日までの期間「飲食店の営業時間短縮」や「イベント・大型施設での営業時間の短縮」「県民への不要不急の外出自粛要請」が要請されております。

これを受けて、県衛生管理推進委員会では、デルタ株をはじめとする変異ウイルスに対する対策として「チェックシート」ならびに店内POPを制作しましたので、支部にてご活用いただきたいと思います。なお急な発令、期日まで期間3週間という中でスピーディーにこの情報をお届けすべくネットワーク&データによる情報提供になりました。ご了承ください。

デルタ株をはじめとする変異株ウイルスは、従来株やアルファ株に比べ感染力が非常に強く、若年層への急速な感染拡大やワクチン接種が終わっていない成人の重症化が懸念されていることから、不織布マスクの確実な着用や手指消毒、常時換気またはこまめな換気（1時間に2回以上かつ1回に5分以上）、人と人との間隔を2メートル空けるなどの基本的対策については、従来以上の徹底をお願いします。また支部内での集団や団体を形成する場면을極力減らすようお願いいたします。

感染防止や重症化リスクの軽減が期待されるワクチンの接種も進んでおりますが、デルタ株は、ワクチン接種者も感染（いわゆるブレイクスルー感染）するため、マスク（医療用）着用の継続を徹底することが求められます。

理容組合からコロナ感染者を出さない為にも皆で一丸となって取り組んでまいりましょう。

# 店内衛生管理チェックシート

皆さんが今まで行ってきた衛生管理は、  
法定消毒に基づく物で理容における感染予防には適正でした。  
しかしながら…現在は新型コロナ感染症等に対応した新しい衛生管理が求められております

チェックシートで御自分の店舗の管理体制を見直しましょう

静岡県理容生活衛生同業組合 衛生管理推進委員会



## 従来の「理容所における衛生管理要領」に準ずる衛生管理項目

施設環境	チェック
作業スペースと待合スペースは区分されている	
店内は常に清掃され、清潔に管理されている	
作業スペースの明るさと換気は適切である	
温度(18~28℃)、湿度(40~60%)は適正に管理されている	
店内に不要・不衛生な物は置かれていない	
店内にペット等の動物を入れていない(盲導犬は除く)	
ゴミ、毛髪等は適切に分別している	
従業員の管理	
無資格者の理容行為はありません	
衛生講習会に参加し、健康診断(結核、皮膚疾患等)はしている	
毎日、従業員の体温と体調を管理している	
清潔な作業着を着用し、施術前に必ず手洗い、手指消毒をしている	
作業時に清潔なマスクを着用している	
法定消毒に準ずる管理	
使用した全ての器具は法定消毒に準じ利用客ごと洗浄、消毒をしている (76.9~81.4%のエタノール消毒、煮沸消毒、次亜塩素酸、紫外線のいずれか)	
消毒液は適正に新しい物に交換している	
皮膚に接するタオル・ケープ等は利用客ごとに取り換えている	
蒸しタオルは80℃で10分間の流通蒸気消毒をしている	

## 新型コロナを含む感染症に対する新しい衛生管理項目

マスクの着用・手洗いの徹底	チェック
入口で利用客の検温、健康チェック行い異常がある際は入店をお断りしている	
従業員や利用者にマスク着用の徹底を周知している (客がマスクを外して施術する際、作業者は医療用マスクの着用を推薦します)	
消毒備品を入り口等に設置し利用客に使用してもらうとともに	
従業員は石鹸を使用した手洗いやこまめな手指消毒、咳エチケットの徹底を周知している	
必要に応じて手袋を着用して作業している	
<b>3つの密（密閉、密集、密接）を避ける行動</b>	
店内で密が予想される場合、予約制による入店者数・滞在時間の制限等を行っている	
ドアや窓を開け、扇風機を外に向けて使用するなど、定期的な換気を行っている	
<b>ソーシャルディスタンスの確保</b>	
座席の間隔を離す、または一席ずつ空けて案内するなど、対人間隔を確保している	
施術中以外は、利用者との距離を確保するとともに 施術中は必要最小限の会話とするよう周知している	
対面が想定される場所には、パーティションなど、遮る物を設置している	
支払い時のキャッシュレス決済導入などで接触機会を低減している	
<b>施設、設備等の管理</b>	
作業後、利用客の座った椅子の消毒を毎回行っている	
利用客が、手を触れる場所（手すり、ドアノブ、受付カウンター等）や 対面する場所（受付台、鏡、鏡台、等）をこまめに消毒している	
トイレ周り（水道の蛇口・ドアノブ等含む）は、定期的に拭き上げ消毒を実施している	

### 「衛生管理」こそが、理容師の役割

我々日本の理容師には役割がある。それは「地域の公衆衛生の向上に資する」という役割であります。理容師法・第一条に「この法律は、理容師の資格を定めるとともに、理容の業務が適正に行われるように規律し、もつて公衆衛生の向上に資することを目的とする。」と明記されており、いの一番に出て来るのが「公衆衛生の向上」。ここが最も大切な任務であるということをお忘れにはならないと思います。故に、常に消毒に対するクオリティーは上げていく必要があり、最新情報を組合員の皆様へお届けするのが、私たち衛生管理推進委員会の使命だと心得ております。今後は法定消毒にプラスした「複合消毒」により完璧に近い消毒体制を構築することが「お客様の安全・安心」につながり、組合員店舗の格付けが上がってくるように思います。まだまだコロナウイルスも先が見えない昨今、逆に衛生の価値を高め、低料金店との差別化に繋がることを願います。

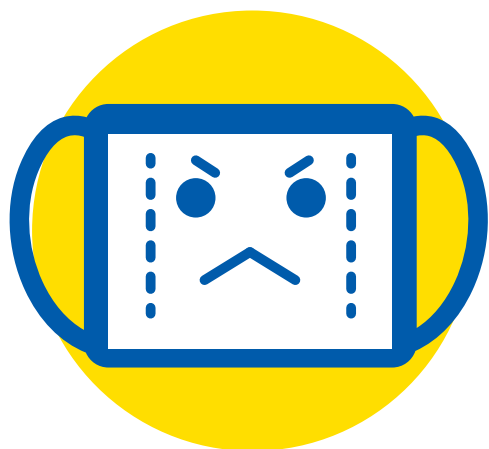
衛生管理推進委員長 林 敏也

感染防止対策へのご協力ありがとうございます

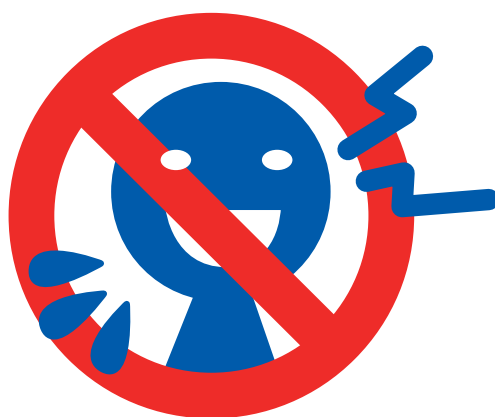
# 当店はお客様の安全のため 下記の対策を徹底しています

お客様へのお願い

会話時の  
マスク着用



大声での  
会話の自粛



手洗い・  
消毒の徹底

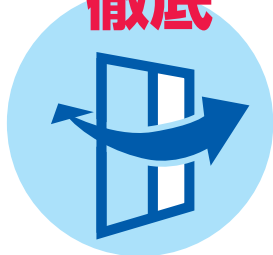


当店の取り組み

アルコール  
消毒



換気の  
徹底



スタッフの  
体調管理



手洗いの  
徹底



店内清掃  
の徹底



政府の要請に基づき、感染リスク低減のため会話時のマスク着用・  
大声での会話の自粛など、ご協力よろしく申し上げます。